

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会 認定医、専門医ならびに指導医制度規則 暫定措置の延長について

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会

会員各位

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会

理事長 今井 裕

専門・認定委員会委員長 大木 秀郎

平成 31 年 3 月に千葉で行われました第 28 回（一社）日本有病者歯科医療学会総会・学術大会にて、認定医、専門医ならびに指導医制度規則 暫定措置の 1 年間の延長が承認されました。

これは日本歯科専門医機構への参画に伴い基盤整備を行うための措置となります。

つきましては本年度申請分については昨年までの「暫定措置」の適応となりますので、会員各位にお知らせ致します。

本年度（2019 年度）の暫定申請につきましては、9 月からの申請となりますので、申請される先生におかれましては、今後の日程にご留意ください。

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会事務局

〒115-0055 東京都北区赤羽西 6-31-5 榊学術社内

TEL : 03-5924-3621 FAX : 03-5924-4388

E-mail : yubyousha@jjmcp.jp